

平成25年第11回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成25年6月6日（木）14時07分から14時45分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、二子石竜子、清家渉、久保田誠二、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 城戸秀明、理事 堀秀行、総務部長 西牟田龍治、
教育企画部長 川添弘人、教育振興部長 吉田法稔、総務課長 辰田一郎、
財務課長 加唐司、教職員課長 大場茂嘉

6 会議

14時07分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）及び第27号議案「県費負担教職員の人事について」は、二子石委員から人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・条例の提案に対する意見の申出について

加唐財務課長から、平成25年6月定例県議会に提案される東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、本県には、先月公表された復興庁の報告書によると731名の避難者がおられるところであるが、被災された方

への住居や医療などの援助については、多くは2年か2年半で終了しているようだ。今回の2年間延長するとの提案は、特例的な取扱いをするものであるのかとの質問があった。

これに対して、加唐財務課長から、今回の2年間延長という提案をした理由としては、厚生労働省において、被災者の仮設住宅の提供期間は原則2年間であるところ、未曾有の大震災であることなどから、さらに2年間の延長をしているという背景があり、本県においても条例を2年間延長する提案を行うこととしている旨の説明があった。

住吉委員長から、今回の2年間延長に伴う経費の負担及び他県の動向について質問があった。

これに対し、加唐財務課長から、使用料の免除等により県の収入は減ることとなるが、地方財政措置として、免除等の額の約80パーセントが特別交付税として措置されることとなっている。また、他県の状況については、この震災において、他県も被災者支援のための条例を制定するなどして対応している。教育関係の入学料については43県が何らかの形で免除等をしている。ただし、都道府県によって期限がまちまちであり、本県は2年としているが、中には1年の県もある。43県のうち、期限到来により条例を廃止した県が13県ある。残りの30県について、本県と同様、平成25年度までの期限を設けていた都道府県が16県あり、そのうち15県が延長を検討している。なお、残りの14県は期限が到来していないとの説明があった。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後、非公開にて審議を行う。

(2) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について

大場教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

(3) 議事

- ・ 第27号議案 県費負担教職員の人事について

大場教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第27号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、14時45分閉会した。